

令和２年 第３回上島町議会定例会会議録（２日目）			
招集年月日	令和２年９月２４日（木）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	令和２年９月２４日 午前９時５７分宣告		
応 招 議 員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13	1 番 村上 要二郎 2 番 林 康 彦 3 番 大 西 幸 江 4 番 藏 谷 重 文 5 番 寺 下 満 憲 6 番 檜 垣 一 成 7 番 平 山 和 昭 8 番 濱 田 高 嘉 9 番 前 田 省 二 10 番 土 居 計 彦 11 番 池 本 興 治 12 番 松 原 彌 一 13 番 池 本 光 章	
不応招議員	なし		
出 席 議 員	応招議員のとおり		
欠 席 議 員	なし		
自治法第１ ２１条の規 定により説 明のため出 席した者 の職氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 課 長 健康推進課長 農林水産課長 魚 島 支 所 長 消 防 長 建 設 課 長 企画情報課長 住 民 課 長 危機管理室長 商工観光課長 公共交通課長 生活環境課長 教 育 課 長 海 光 園 長 会 計 管 理 者	宮 脇 馨 村 上 和 志 高 橋 典 子 中 辻 洋 大 本 一 明 黒 瀬 智 貴 小 林 薫 濱 田 将 典 山 本 九十九 杉 田 和 房 今 井 稔 田 房 良 和 澤 田 一 政 村 上 和 彦 越 智 康 浩 梨 木 善 彦 角 濱 信 夫 池 本 雅 則

議員・職員以外で会議に出席した者			
会議に職務のため出席した者の職氏名	1 2 3	議会事務局 局長 議会事務局 専門員 議会事務局 会計年度任用職員	蓼原 洋 樹 東 秀 彦 久 保 真 弓
町長提出議案の題目	1 辺地に係る総合整備計画の変更について 2 教育委員会委員の任命について 3 令和元年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について 4 令和元年度上島町国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定について 5 令和元年度上島町国民健康保険診療所事業会計歳入歳出決算認定について 6 令和元年度上島町へき地出張診療所事業会計歳入歳出決算認定について 7 令和元年度上島町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算認定について 8 令和元年度上島町公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について 9 令和元年度上島町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について 10 令和元年度上島町CATV事業会計歳入歳出決算認定について 11 令和元年度上島町農業集落排水事業会計歳入歳出決算認定について 12 令和元年度上島町介護保険事業会計歳入歳出決算認定について 13 令和元年度上島町介護サービス事業会計歳入歳出決算認定について 14 令和元年度上島町浄化槽事業会計歳入歳出決算認定について 15 令和元年度上島町魚島船舶事業会計歳入歳出決算認定について 16 令和元年度上島町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算認定について 17 令和元年度上島町生名船舶事業会計歳入歳出決算認定について 18 令和元年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について 19 令和2年度上島町一般会計補正予算（第6号） 20 令和2年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第1号） 21 令和2年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）		
その他の題目	1 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案） 2 米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書（案） 3 議員派遣報告（生名フェリー新造船「ゆめしま」視察） 4 議員派遣報告（住民と町議会議員との意見交換会「生名」） 5 議員派遣報告（住民と町議会議員との意見交換会「岩城」） 6 議員派遣の件（新造船「ゆめしま」竣工式・就航式） 7 閉会中の継続調査申し出について		
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）		

会議録署名 議員の 氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 2番・議員 林 康 彦 3番・議員 大 西 幸 江
会 期	令和2年9月10日～9月25日（16日間）
傍聴者数	2名（男 1名・女 1名）

◎ 開議の宣告

○(池本 光章 議長)

ただ今の出席議員は全員です。ただ今から本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手許に配布しているとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名

○(池本 光章 議長)

日程第1、「会議録署名議員」の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番・林議員、3番・大西議員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第2、議案第96号

○(池本 光章 議長)

続いて日程第2、議案第96号、「辺地に係る総合整備計画の変更について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）はい、議長。

○(池本 光章 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第96号、「辺地に係る総合整備計画の変更について」、令和2年3月5日に議決された本町の辺地に係る総合整備計画について、別紙のとおり変更するものでございます。

提案理由といたしましては、本町の辺地に係る総合整備計画について変更する必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき、この案を提出するものでございます。

なお、計画案の変更内容等につきましては、中辻総務課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(中 辻 洋 総務課長)（挙手）議長。

○(池本 光章 議長) 中辻総務課長。

○(中 辻 洋 総務課長)

それでは、議案第96号「辺地に係る総合整備計画の変更について」ご説明いたします。
財政的に有利な辺地債を活用するためには、本計画に事業が掲載されていることが前提条

件となっており、今回、事業の追加及び事業費の変更等が生じたので、計画の変更を行うものでございます。

なお、計画の変更にあたりましては、愛媛県との事前協議を行う必要がありますが、事前協議の結果、愛媛県からは「意見なし」という回答をいただいております。

それでは、変更箇所についてご説明いたしますので、1枚めくっていただき、計画書1ページの弓削地区の総合整備計画書をご覧ください。

朱書き部分の交通通信施設、教育文化施設、生活環境・厚生施設について、新規事業の追加・事業費の変更を行うものです。

災害情報伝達システム構築事業・町有バス車両購入事業・積載車整備事業の事業費の変更を行うとともに、新規事業として、スクールバス車両購入事業・消防指令車整備事業・消防車庫整備事業を追加いたします。

続いて、2ページの生名地区の計画書をご覧ください。

生活環境・厚生施設について、事業費の変更を行うものです。これは、生名浄化センター長寿寿命化事業の事業計画・事業費の見直しによる変更です。

続いて、3ページの岩城地区の計画書をご覧ください。

産業振興施設について、新規事業の追加を行うものです。これは、平成30年7月の豪雨の災害で被災した積善山遊歩道の復旧を行う観光施設整備事業を追加するものです。

今回、魚島地区についての変更はございません。

なお、参考資料といたしまして、個別の総合整備計画一覧表を添付しておりますので、参考にしてください。

以上で、議案第96号「辺地に係る総合整備計画の変更について」の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○(池本 光章 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(3番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(池本 光章 議長) 大西議員。

○(3番・大西 幸江 議員)

この計画書の方ですね、スクールバスと町有バスの車両購入が、まあ令和3年度にまああるんですけども、橋が開通することを見越して、まあある程度どんなバスの交通体系になるかということも見通しての購入かと思うんですが、その辺の説明、できる部分があったらお願いしたいんですけども。

○(村上 和彦 公共交通課長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 村上公共交通課長。

○(村上 和彦 公共交通課長)

ええー、私の方からは、町有バスの関係について回答させていただきます。

先ほど総務課長の方からも説明がございましたように、この辺地の総合整備計画というのは、有利な起債を借り入れるための前提条件となっておりますので、実施の可能性がある事業という形で掲載をさせていただきます。

町有バスの事業内容につきましては、10人乗りの小型車両3台の購入経費を計上しております。これは、現在、岩城橋開通後の交通体系の見直しを行っておりますが、その中でバス車両の小型化ということも検討材料になっております。それで、幹線以外の支線について、10人乗りの小型車両で運行するということも検討しておりますので、それが、もし実際に実施することになると、有利な起債がないと中々財源的に厳しいものですから、今回、この辺地総合整備計画の方に追加して計上をさせていただいております。町有バスについては以上です。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手)

○(池本 光章 議長) 梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長)

それでは、私の方からスクールバスの購入事業について説明いたします。

ええー、現在、生名地区の中学生は町有バスを利用して通学しております。そこで、令和3年度の岩城橋の開通に伴い、町有バスの時刻がまあ大幅に改正される見込みでありまして、そこで町有バスを利用するの通学ができなくなる見込みがあるため、実施が可能な事業として追加して計上したものでございます。

○(池本 光章 議長)

他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第96号「辺地に係る総合整備計画の変更について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第97号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第3、議案第97号「上島町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(池本 光章 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

それでは、「上島町教育委員会委員の任命について」、議案第97号の提案理由を説明させていただきます。

提案理由は、令和2年11月18日をもって、委員の一人、村上 修 委員の任期が満了となることから、後任委員の任命について同意を求めるものでございます。

氏名は、村上 寛仁（むらかみ ひろひと）氏、生名地区在住で、生年月日はご覧のとおりでございます。任期は4年間となります。議案と一緒に略歴等を添付しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○(池本 光章 議長)

ただ今 提案理由の説明がありました。

お諮りします。本件は人事案件であり、上島町議会申し合せ事項⑩により、質疑と討論を省略して、直ちに採決に入ります。この採決は、記名投票で行いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。議場の閉鎖を命じます。（蓼原事務局長、議場閉鎖）

○(池本 光章 議長)

ただ今の出席議員数は１２名（議長を除く）です。

次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に村上議員、林議員を指名します。

投票用紙を配ります。（蓼原事務局長、投票用紙の配布・議席順に配布）

念のため、申し上げます。この投票は、候補者について、賛成の方は判定欄に「○」、反対の方は「×」と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかな投票は「否」とみなします。

（投票用紙配布後）

○(池本 光章 議長)

用紙の配布もれは、ありませんか。（複数の「なし」の声あり）「配布もれなし」と認めます。

投票箱を点検します。（蓼原事務局長、投票箱（蓋・箱の順）に点検、議長・議席の方に向け、何も入っていないことを確認してもらう）「異常なし」と認めます。

ただ今から投票を行います。事務局長が「議席番号と氏名」を呼び上げますので、順番に投票願います。

（蓼原事務局長、点呼・投票）

○(池本 光章 議長)

投票もれはありますか。（沈黙）「投票もれなし」と認めます。投票を終わります。

開票を行います。村上議員、林議員、登壇して開票の立ち会いをお願いします。事務局長、投票箱を開け、開票してください。（蓼原事務局長、投票結果が出次第、投票結果を議長へ渡す）

それでは、議案第９７号の投票の結果を報告します。投票総数１２票、有効投票１２票、無効投票０票、有効投票のうち賛成１２票、反対０票。

以上のとおり、賛成が多数です。従って、議案第９７号は、同意することに決定しました。議場の閉鎖を解きます。（蓼原事務局長、議場開鎖）

日程第４～第１９、議案第７３号～第８８号

○(池本 光章 議長)

日程第４、議案第７３号「令和元年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第１９、議案第８８号「令和元年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」ま

での決算認定案１６件、並びに日程第２０、議案第８９号「令和２年度上島町一般会計補正予算（第６号）」から日程第２２、議案第９１号「令和２年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第１号）」の補正予算案３件につきましては、全て予算決算委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、議案第７３号から議案第８８号までの決算認定案１６件、並びに議案第８９号から議案第９１号までの補正予算案３件を一括議題といたします。

それでは、予算決算委員会委員長 土居議員、委員長報告をお願いします。土居議員、登壇願います。

（土居議員、登壇）

○（１０番・土居 計彦 議員）

ええー、予算決算委員会審査報告を行います。

上島町議会議長 池本 光章 様、予算決算委員会委員長 土居 計彦。

去る９月１０日の本会議において予算決算委員会に付託されました「議案第７３号から議案第８８号までの決算認定案１６件」、及び「議案第８９号から議案第９１号の補正予算案３件」について、９月１５日、１６日そして本日２４日の３日間にわたり本委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その審査結果等を会議規則第７７条の規定により下記のとおり報告いたします。なお、採決の際の出席委員は１名欠席の１１名でした。

決算認定案１６件について、審査結果。

議案第７３号「令和元年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から議案第８８号「令和元年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」は、全て出席委員の全会一致をもって原案のとおり認定するものと決定しました。

審査時において出された主な意見、決算において、主要事業をメインに審議するという良い形になってきているが、今回の評価の中で、継続事業だから主要事業から外すといったような事例があった。継続事業でも、主要事業として扱うべきものと考えられるものがあり、行政側と議員側とで認識にずれがあると見受けられるため、主要事業としての捉え方を統一するような話し合いの場を持っていただき、主要事業の定義を３月定例までに決めていただきたい。

続いて、補正予算案３件、審査結果。

議案第８９号「令和２年度上島町一般会計補正予算（第６号）」から議案第９１号「令和２年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第１号）」については、全て出席委員の全会一致をもって原案のとおり可決するものと決定しました。

以上であります。

（土居議員、降壇）

○（池本 光章 議長）

委員長報告が終わりましたが、議長を除く全議員による予算決算委員会でありますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これから、まず、議案第７３号から議案第８８号までの決算認定案について採決を行います。

すが、本案件は、予算決算委員会に付託され、出席委員の全会一致で原案のとおり認定することとされましたので、一括採決としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「なし」の声あり）ご異議なしと認めます。よって、議案第73号から議案第88号までの決算認定案16件を一括して採決します。

議案第73号「令和元年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から議案第88号「令和元年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの決算認定案16件について、討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

それでは議案第73号から議案第88号までを採決いたします。お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第73号から議案第88号までは認定することに決しました。

○（池本 光章 議長）

続いて、議案第89号から議案第91号までの補正予算案3件についても、予算決算委員会に付託され、出席委員の全会一致で原案のとおり可決することとされましたので、一括採決としたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、議案第89号から議案第91号までの補正予算案3件を一括して採決します。議案第89号「令和2年度上島町一般会計補正予算（第6号）」から議案第91号「令和2年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）」の3件について、討論はありませんか。（複数の「なし、ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

それでは議案第89号から議案第91号までを採決いたします。お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、議案第89号から議案第91号までは可決されました。

日程第23、意見書第2号

○（池本 光章 議長）

続いて、日程第23、意見書第2号、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）」を議題といたします。

提出議員である前田 議員、趣旨説明を求めます。前田議員、登壇願います。

（前田議員、登壇）

○（9番・前田 省二 議員）

意見書第2号、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）」、上島町議会会議規則第14条第2項の規定により、上記の意見書案を別紙のとおり提出します。令和2年9月24日、上島町議会議長 池本 光章 様、提出者 上島町議会議員 前田 省二、賛成者 上島町議会議員 大西 幸江。

提出理由、新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中であって、地方税・地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実等が必要不可欠であるので、それらが確実に実現されるよう国に強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスの感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
3. 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
5. 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月24日、愛媛県上島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。以上です。

（前田議員、降壇）

○(池本 光章 議長)

ただ今、趣旨説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「なし」の声あり）質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「なし」の声あり）討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから意見書第2号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）」を採決いたします。お諮りいたします。本案のとおり可決し、関係先に意見書を送付することに賛成の方は起立願います。

（賛成者、起立）

起立、全員です。よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

日程第24、意見書第3号

○(池本 光章 議長)

続いて、日程第24、意見書第3号、「米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）」を議題といたします。提出議員である寺下議員、趣旨説明を求めます。寺下議員、登壇願います。

（寺下議員、登壇）

○(5番・寺下 満憲 議員)

それでは、意見書第3号「米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）」。上島町議会会議規則第14条第2項の規定により、上記の意見書案を別紙のとおり提出します。令和2年9月24日、上島町議会議長 池本 光章 様、提出議員といたしまして、上島町議会 寺下 満憲、賛成議員といたしまして、上島町議会 濱田 高嘉。

ええー、提出の理由といたしまして、愛媛県内において頻発する米軍機による低空飛行を踏まえ、国においては事態を正確に把握し、的確な情報提供を行うとともに、県民の安全・安心を確保する観点から、国において必要な措置を講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）。

米軍機の国内における低空飛行訓練については、平成11年の日米合意に基づき、その安全性を最大限に確保するとともに、我が国住民に与える影響を最小限にすることが求められている。

しかしながら、本県上空をはじめ、四国を経由とするいわゆるオレンジルートなどにおいて、これまでも米軍機による低空飛行訓練が目撃されており、平成30年12月に高知県沖で発生した米軍機の墜落事故や、昨年12月に実施された四国初の日米共同オスプレイ実動訓練と相まって、県民は強い不安を抱いている。

このような中、県内において、継続的に行われている米軍機による低空飛行は、県民の抱える不安を増幅させるものであり、誠に遺憾である。こうした低空飛行は、爆音による被害のみならず、万一、墜落した場合には、県民を巻き込む大惨事につながりかねないものであり、かかる事態が憂慮されている。また、本県には、伊方原子力発電所が立地しており、本

県及び本県議会は、安全対策上の観点から原発上空の飛行禁止について、これまでも繰り返し法制化を求めてきたところである。

よって、国においては、県内において頻発する米軍機による低空飛行を踏まえ、県民の安全・安心を確保する観点から、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 県民が不安を抱くような飛行を速やかに中止するよう米軍に申し入れること。
2. 米軍機による低空飛行訓練等については、訓練ルートや訓練実施時期について、速やかな事前情報提供を行うこと。
3. 低空飛行の禁止や原子力発電所周辺・人口密集地域等の上空の飛行回避など日米合意事項の遵守について徹底すること。
4. 航空機落下のリスク低減のため、原子力発電施設周辺上空の飛行禁止について、法制化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年9月24日、愛媛県上島町議会。提出先、衆参両議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官。以上であります。

どうか皆さん、慎重な審議のうえ、ご賛同願えますことをお願いいたします。以上です。

(寺下議員、降壇)

○(池本 光章 議長)

ただ今、趣旨説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし、ありません」の声あり) 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから意見書第3号「米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書(案)」を採決いたします。お諮りいたします。本案のとおり可決し、関係先に意見書を送付することに賛成の方は起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：村上議員、大西議員、藏谷議員、寺下議員、檜垣議員、平山議員、濱田議員、前田議員、土居議員、池本 興治 議員、松原議員。

反対者：林議員。

起立、全員です。よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

日程第25～27、報告第6号～8号

○(池本 光章 議長)

お諮りいたします。日程第25、報告第6号から日程第27、報告第8号までの3件の「議員派遣報告について」を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。よって、日程第25、報告第6号から日程第27、報告第8号までの3件の「議員派遣報告について」を一括議題といたします。

本件につきましては、お手許に配布のとおり報告書が提出されております。報告第6号(生

名フェリー新造船「ゆめしま」視察）、報告第7号（住民と町議会議員との意見交換会「生名」）、報告第8号（住民と町議会議員との意見交換会「岩城」）。以上で議員派遣報告を終わります。

日程第28、議員派遣の件

○（池本 光章 議長）

続いて、日程第28の「議員派遣の件について」を議題とします。

本件については、お手許に配布のとおり「新造船「ゆめしま」竣工式・就航式」に議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りいたします。「新造船「ゆめしま」竣工式・就航式」に議員を派遣することにご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。よって、「新造船「ゆめしま」竣工式・就航式」に議員を派遣することに決定しました。

日程第29、閉会中の継続調査申し出について

○（池本 光章 議長）

日程第29、「閉会中の継続調査申し出について」を議題といたします。別紙のとおり各委員長から上島町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のあったとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 閉 会

○（池本 光章 議長）

お諮りいたします。本定例会の会議に付された案件は、本日で全て審議が終了しました。よって、本日の会議を閉じるとともに、会議規則第7条の規定により、令和2年第3回上島町議会定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、本日の会議を閉じるとともに、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

（起立、礼）

（了）

（令和2年9月24日 午前10時43分）

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 池 本 光 章

署名議員 林 康 彦

署名議員 大 西 幸 江